



区 分		議案No	議 案 名
	条例案 つづき	1 0 4	<p><b>地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の所要の改正</p> <p>①職員の定年等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の定年について65歳（医師及び歯科医師は70歳）まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げること。</li> <li>・ 管理監督職勤務上限年齢制の導入</li> <li>・ 定年前再任用短時間勤務制の導入</li> <li>・ その他規定の整備</li> </ul> <p>②職員の給与に関する条例等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員の給料の計算に係る規定の整備</li> <li>・ 当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の7割とすること。</li> <li>・ その他規定の整備</li> </ul> <p>（改正を要する条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与に関する条例</li> <li>・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例</li> <li>・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例</li> <li>・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</li> <li>・ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・ 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> </ul> <p>③職員の退職手当に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当分の間、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額の計算は、退職事由を定年退職として算定すること。</li> <li>・ その他規定の整備</li> </ul> <p>④職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理監督職勤務上限年齢制の導入等に伴う規定の整備</li> </ul> <p>（改正を要する条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のサービスの宣誓に関する条例</li> <li>・ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</li> <li>・ 職員の勤務時間に関する条例</li> <li>・ 職員の休日及び休暇に関する条例</li> <li>・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例</li> <li>・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例</li> <li>・ 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</li> <li>・ 職員の特殊勤務手当に関する条例</li> <li>・ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例</li> <li>・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</li> <li>・ 職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</li> <li>・ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> </ul> <p>⑤職員の再任用に関する条例の廃止</p> <p>⑥定年退職者等の再任用に関する経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、暫定再任用制度として、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置</li> </ul> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年4月1日 （一部は公布の日）</p>

区 分		議案No	議 案 名					
条例案 つづき	105	<b>職員の高齢者部分休業に関する条例</b> 高齢職員の多様な働き方を認めるため、地方公務員法に定める高齢者部分休業について必要な事項を規定 ①高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢は、55歳とすること。 ②高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする ③高齢者部分休業取得中の給与及び退職手当の取扱い等について規定  施行日：令和5年4月1日						
	106	<b>島根県手数料条例の一部を改正する条例</b> 関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定に係る手数料の新設</li> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料の新設</li> <li>その他規定の整理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②教育職員免許法関係手数料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許更新制廃止に伴う関係手数料の廃止</li> <li>引用する条項の整理</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> 施行日：公布の日	対象	改正内容	①長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定に係る手数料の新設</li> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料の新設</li> <li>その他規定の整理</li> </ul>	②教育職員免許法関係手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許更新制廃止に伴う関係手数料の廃止</li> <li>引用する条項の整理</li> </ul>
	対象	改正内容						
	①長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定に係る手数料の新設</li> <li>長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料の新設</li> <li>その他規定の整理</li> </ul>						
②教育職員免許法関係手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許更新制廃止に伴う関係手数料の廃止</li> <li>引用する条項の整理</li> </ul>							
107	<b>島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例</b> 民生委員の一斉改選に伴う定数の変更 ・出雲市及び雲南市の民生委員の定数の改正  施行日：令和4年12月1日							
108	<b>島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</b> 建築基準法の改正等に伴う関係条例の所要の改正 ①島根県建築基準法施行条例の一部改正 ・引用する条項の整理 ②知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 ・応急仮設建築物等の許可の期間の延長等に係る申請の受理の事務を都市計画区域を有する市町（特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限委譲  施行日：公布の日							

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 (9件)	1 0 9	県の行う建設事業に対する市町村の負担について 地方財政法等の規定に基づく令和4年度県営事業に係る市町村負担率の決定	
	1 1 0	財産の取得について 車両用ゲート型モニタ 14台 取得の目的：原子力災害時に、避難者への放射性物質の付着の有無を円滑に検査するための体制整備 取得の方法：購入（一般競争入札） 取得金額：29,876,000円 取得の相手方：株式会社千代田テクノル島根営業所	
	1 1 1	契約の締結について 島根県営住宅（（仮称）江津市第二江津中央団地） 建設（建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：749,100,000円 工期：令和6年3月15日 契約の相手方：今井産業・原工務所・江津土建特別共同企業体 施工場所：江津市江津町地内	
	1 1 2	令和3年度島根県電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について	
	1 1 3	令和3年度島根県宅地造成事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について	
	認定1	令和3年度島根県病院事業会計決算の認定について	
	認定2	令和3年度島根県工業用水道事業会計決算の認定について	
	認定3	令和3年度島根県水道事業会計決算の認定について	
	認定4	令和3年度島根県流域下水道事業会計決算の認定について	

区 分	議案No	議 案 名
報 告 (4件)	報告15	公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価結果について
	報告16	<b>資金不足比率について</b> 病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計 流域下水道事業会計
	報告17	<b>専決処分事件の報告について（変更契約の締結）</b> <span style="float: right;"><b>1件</b></span> ・ 島根県営住宅（浜田市浜田中央団地）建設（第2期建築）工事 <span style="float: right;">772,582,800円（22,382,800円増額）</span>
	報告18	<b>専決処分事件の報告について（損害賠償）</b> <span style="float: right;"><b>14件</b></span> ・ 車両損傷事故 4件 賠償額合計 564,432円 ・ 交通事故 5件 賠償額合計 967,714円 ・ 落石等事故 4件 賠償額合計 430,718円 ・ その他 1件 賠償額合計 85,000円